

国際海事機関（IMO）第 2 回船舶設備小委員会（SSE2）の結果について

概要

- 貨物クレーン等の船上揚荷装置の基準を義務化するため SOLAS 条約を改正すべきという意見が大勢
- 救命設備要件の新しい枠組みに関するガイドライン案を最終化

3 月 23 日から 27 日までの間、英国ロンドンにおいて、国際海事機関（IMO）第 2 回船舶設備小委員会（SSE2）が開催されました。当該小委員会は、我が国から、国土交通省、在英国大使館等からなる代表団が出席しました。

今次会合における審議のうち、特に重要な審議の内容・結果は以下のとおりです。

1. 船上揚荷装置（船上クレーン等）の安全基準の策定

（1）背景

SOLAS 条約では貨物クレーン等の船上揚荷装置に関する技術基準が定められていないため、近年、船上揚荷装置に係る重大事故が発生しています。このような状況を鑑み、2011 年 5 月に開催された第 89 回海上安全委員会（MSC89）において、我が国提案により船上揚荷装置に関する安全基準の策定に向けた検討を開始することとなりました。これまで本小委員会では、安全基準の必要性、適用対象等を検討するための最初の手段として、船上揚荷装置に関する事故データを収集・集計し、これらを分析してきました。

（2）今次会合での審議結果

今次会合においては、船上揚荷装置に係る安全基準を義務化するかどうかの審議を中心に行った結果、SOLAS 条約を改正することにより、船上揚荷装置に係る安全基準を義務化すべきとの意見が大勢を占めました。本年 6 月に開催される MSC95 に本結果が報告され、当該安全基準を義務化するかどうかが決定します。

2. 救命設備要件の新しい枠組み

（1）背景

2006 年 11 月に開催された MSC82 において、救命設備に関する義務的な要件は SOLAS 条約付属書第 III 章や国際救命設備コード（LSA コード）に規定されており、それらの構成や規定ぶりが複雑なものとなっているとの問題意識から、それらを簡素に体系化し、わかりやすくするための総合的な見直しが必要との認識のもと、救命設備にかかる規則を新たに体系化するためのガイドライン策定に向けた検討が開始されました。

当ガイドラインは、救命設備基準の評価・検証の手法として、目標指向型基準（GBS）の考え方を採用し、SOLAS 条約や LSA コードを見直す際の指針であり、これまで我が国が中心となって、当ガイドライン（「救命 GBS ガイドライン」）案の策定作業を実施してきました。

(2) 今次会合の審議結果

我が国は、現行の SOLAS 条約や LSA コードにある救命設備規則の中に重複や齟齬がないか確認を行うとともに、救命 GBS ガイドライン案をとりまとめ、今次会合に報告しました。

審議の結果、日本案をもとに当ガイドライン案は最終化されました。これは MSC95 において承認される予定です。今後、救命規則の総合的な見直しを行う際には、このガイドラインをもとに見直しが実施されることとなります。

以上

問い合わせ先

TEL : 03-5253-8111 直通 : 03-5253-8631 FAX : 03-5253-1642

国土交通省海事局安全政策課 貴島 (内線 43-562)

新田 (内線 43-567)